

個人情報ファイル簿（単票）

【市民文化部久留米シティプラザ施設運営課】

個人情報ファイルの名称	使用者登録書ファイル	
行政機関等の名称	久留米市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民文化部久留米シティプラザ施設運営課	
個人情報ファイルの利用目的	久留米シティプラザの施設使用許可に利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3、性別、4 生年月日、5 電話番号、6 FAX番号、7 携帯番号、8 電子メールアドレス	
記録範囲	久留米シティプラザ使用者登録届出書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 久留米市市民文化部久留米シティプラザ総務課	
	(所在地) 〒830-0031 久留米市六ツ門町8-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		

作成日（最終修正日）： 令和5年 1月 17日